# SDGs指標の改善を通じた 環境サステナビリティの促進

Project to Promote Environmental Sustainability through Improvements of SDGs Indicators

### 研究代表者 大久保規子(法学研究科 教授)

#### 研究協力者

[学内] 松本和彦(高等司法研究科 教授) 原圭史郎(工学研究科附属フューチャーイノベーションセンター 教授) 上須道徳(COデザインセンター 特任准教授) [学外] 礒野弥生(東京経済大学 名誉教授) 高村ゆかり(東京大学未来ビジョン研究センター 教授) 柳憲一郎(明治大学法学部 名誉教授) 山下英俊(一橋大学経済学研究科 准教授)

#### 共同研究機関・連携機関

公益財団法人公害地域再生センター(あおぞら財団) オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク(オーフス・ネット)

# 1. プロジェクトの概要

2015年に国連で採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、すべての人々の人権の実現を掲げ、実効的な法の支配の重要性を強調しています。「持続可能な開発目標(SDGs)」は三層構造をとっており、①17の目標、②169のターゲットに加え、③231の指標(2020年改訂)が設定されています。指標の検討は国連の統計委員会が担当していますが、①指標は統計データが存在するものに限られること、②実質的に新たな内容を目標に付け加えてはならないこと、③各国の合意が得られること等の制約があります。そのような状況と各国が抱える課題の違いを踏まえると、国連指標の継続的な改善に加え、各国の進捗状況を適切に測ることのできるような実効的な独自指標や、統計データでは測ることのできない目標に関する定性的な指標の開発が不可欠です。

そこで、本プロジェクトでは、とりわけ既存の指標による進捗評価が困難な目標16に焦点を当てて独自の指標を検討し、日本と諸外国との比較を行うことにより、

日本の改善点を明らかにするとともに、グッドプラクティスの発信・普及を目指してきました。目標16はガバナンスに関する多様な要素を含んでいますが、民主主義の基盤である参加原則に関する3つのターゲット(情報アクセス、決定への参加、司法アクセス)が本研究の重点対象です。

昨年度までは、環境民主主義指標の国際プロジェクトに参加して日本の評価を担当したり、アジア主要7カ国の参加原則を独自指標に基づき評価する国際共同プロジェクトを実施したりしてきました。その結果、日本は情報アクセスを除く指標において国際平均以下であり、参加機会の少なさ、環境公益訴訟の欠如等の点で、全世界的にも、アジアの主要国と比較しても、ガバナンス改革に後れをとっていることが明らかとなりました。

## 2. 今年度の活動

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、 昨年度に続き現地調査や対面での議論が大きな制約を





タイ北部での予備調査

# 自然の権利と 参加型の自然資源管理の研究へ

受けました。そのため、文献による国内外の最新動向 分析とオンラインでの研究会が中心とはなりましたが、 活発な議論により新たな知見を得ることができました。

とくに注目されるのは、環境をめぐる権利の拡大です。気候危機や生物多様性の危機に直面し、コミュニティやNGO等が、気候変動訴訟等を提起して政策の抜本強化を求めるなど、司法の役割も大きくなっています。例えば、ドイツの若者が、カーボン・バジェットの相当部分が使われることにより自分達の基本権(生命・身体・財産権)が侵害されると訴えた事件において、連邦憲法裁判所の2021年4月29日決定は、温室効果ガスの削減責任を将来に先送りし、後の世代に多大な負担を負わせることは許されないとして、当時の気候保護法を一部違憲と判断しました。

2021年10月8日には、国連人権理事会が、清浄で健全かつ持続可能な環境への権利(環境権)に関する決議を採択し、世界的な環境権の承認と保護を求めました。環境権は、国連人間環境宣言(1972年)を契機に1970年代から保障されるようになった人権です。2022年は国連人間環境宣言から50周年になりますが、現在では、国連加盟国の80%以上(156カ国)が環境権を認めるに至っています(2019年国連調査)。

また、最近では、自然の権利を認める憲法・法律や判例も、増加傾向にあります。例えば、ボリビアは、2010年に母なる地球の権利法を制定し、母なる地球の権利として、生命の多様性の権利(GMOに脅かされない権利を含む)、水への権利(水循環機能の維持等)、人間の活動による影響からの回復・再生の権利等を定めています。本プロジェクトでは、法学研究科修士課程の稲葉美緒氏の協力を得て、アメリカの自然の権利条例を調査し、ペンシルベニア州を中心に、2006年以降、少なくとも67の条例等が採択されていることを明らかにしました。

これら最近の立法は、自然資源の利用に関するコミュニティの権利、人間中心主義から生態系中心主義へのパラダイムシフトを求める動きと密接に関わっています。企業に人権・環境デューデリジェンスを義務付ける法律も制定されるようになり、EUでは関連指令の整備が進められています。グローバル経済の中、日本の企業もこのような変化を踏まえた対応をとらなければ、思わぬリスクを背負うことになりかねません。



市民参加・協働条例データベース

しかし、日本では、自然の権利はもちろん、未だに環境権が法律・判例で認められていません。SDGsが実現を目指す人権の範囲が確実に広がっているにもかかわらず、そのような認識自体が欠如していることが、日本でガバナンス改革が進まない原因の一つであると考えられます。

ただし、自治体においては環境権を定める条例が以前からあり、また、一般的な市民参加・協働条例も、毎年数十ずつ増えています。本プロジェクトでは、市民参加・協働条例のデータベースを構築・公開し(http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/law/jorei/list)、協力団体である「あおぞら財団」のご協力を得て毎年更新作業を行っています。このデータベースは延べ90万回以上の利用実績があり、今後も条例情報等の提供により、地域からの取組を支援していきたいと考えています。

# 3. プロジェクトの今後

来年度は本プロジェクトの最終年度となります。そこで、環境に関する権利の拡大に関する今年度の研究成果を発展させるとともに、国際的な比較分析結果をもとに、参加原則の3つのターゲットについて日本の課題と改革の方向性をより具体的に示していきたいと考えています。